

## 奥多摩町地域おこし協力隊設置要綱

平成30年3月7日  
要綱第1号

(設置)

第1条 人口減少及び高齢化が進む奥多摩町（以下「町」という。）において、地域外の人材を積極的に活用し、地域の活性化に必要な施策を推進するとともに、町への定住及び定着を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、奥多摩町地域おこし協力隊（以下「協力隊」という。）を設置する。

(地域協力活動)

第2条 協力隊の隊員（以下「隊員」という。）は、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 地域資源（観光・特産品等）の発掘及び振興に関すること。
- (2) 農林水産業及び観光等の地域産業の振興に関すること。
- (3) 移住及び定住の促進に関すること。
- (4) 商工業の活性化に関すること。
- (5) 地域行事、コミュニティ活動その他地域おこしの支援に関すること。
- (6) その他地域の活力維持及び地域活性化に関すること。

(隊員の要件)

第3条 隊員は、次に掲げる要件をすべて満たす者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 委嘱を受ける前に町の区域内に住所を定めたことのない者
- (2) 生活の拠点が3大都市圏をはじめとする都市地域等にある者、若しくは、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）及び沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）に指定された地域外の地域にある者、又は、町以外の同一地域で隊員として2年以上の活動経験があり、かつ、解嘱から1年以内の者
- (3) 隊員への委嘱の後、町へ生活の拠点を移し、住民票を異動させる者
- (4) 心身が健康で、かつ、地域協力活動に意欲と情熱があり、地域に溶け込む意思があると認められる者
- (5) 第5条で定める任期終了後、町に定住する意思がある者

(隊員の身分)

第4条 隊員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に定める非常勤の特別職とする。

(隊員の任期)

第5条 隊員の任期は、1年とする。ただし、町長が必要があると認めるときは、2年を限度として延長することができる。

- 2 前項の規定による任期の延長は、1年を単位として行うものとする。
- 3 年度の途中で委嘱された者の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

(報酬等)

第6条 隊員の報酬及び費用弁償は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第39号）に定めるところにより支給する。

2 隊員の報酬の支給方法は、奥多摩町一般職の職員の給与に関する条例（昭和30年条例第12号）の給料の支給方法の例による。

3 町長は、隊員に手当の支給は行わない。ただし、隊員の住居に関する費用は、予算の範囲内で負担することができる。

(勤務時間等)

第7条 隊員の勤務日は、週5日以内とし、その勤務時間は、1日につき7時間45分とする。この場合において、標準的な勤務時間帯は、午前8時30分から午後5時15分までとし、休憩時間を正午から午後1時までとする。

2 前項の勤務時間帯については、職務内容により、7時間45分を超えない範囲で変更できるものとする。

(休日及び休暇等)

第8条 隊員の休日、休暇等は、奥多摩町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第10号）に準ずるものとする。

(身分証明書の携行等)

第9条 隊員は、職務を遂行するときは、常に奥多摩町地域おこし協力隊員身分証（様式第1号）を携行し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(業務等の報告)

第10条 隊員は、活動の状況について活動日誌（様式第2号）に記録しなければならない。

2 隊員は、前項の活動日誌を添付の上、毎月10日までに前月分の活動内容を活動報告書（様式第3号）により町長に報告しなければならない。

3 隊員は、当該年度の任期の終期に、任期中の活動内容等をまとめた総括レポートを任意の様式により作成し、町長に提出しなければならない。

4 前2項の規定にかかわらず、町長は必要があると認めるときは、隊員に報告を求めることができる。

(服務)

第11条 隊員は、この要綱その他関係法令を遵守し、常に職務を誠実かつ公平に遂行しなければならない。

2 隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(隊員の解嘱)

第12条 町長は、隊員が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。

(1) 隊員本人から解嘱の願い出があったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(3) 隊員に非行のあったとき。

(4) 前3号に掲げる場合を除くほか、隊員としてふさわしくない行為があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、隊員に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。